

多賀城市が 利子相当額を 支援します！

最大
50万円

※給付上限額は借入額に応じ20万円～最大50万円

物価高騰等の影響を受けている市内の中小企業者の資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫の経営環境変化対応資金が実行された事業者に、利子相当分の給付金を支給します。

本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

！ お早めにご申請ください（本事業は予算の範囲内で実施するため、予算上限に達した時点で申請受付を終了します。）

給付上限額（借入額別）

500万円以下 ⇒ **20万円**

500万円超～1,000万円以下 ⇒ **30万円**

1,000万円超～1,500万円以下 ⇒ **40万円**

1,500万円超 ⇒ **50万円**

返済予定表に基づく利子額の範囲内で給付します。（最長5年分）

対象事業者

次のすべてを満たす事業者が対象です。

- 多賀城市内で事業を営む中小企業者（みなし大企業は除く）
- 日本政策金融公庫の「経営環境変化対応資金」が実行された事業者
- 市税の滞納がない事業者

対象期間

令和8年

4月1日（水）

令和9年

3月31日（水）

上記対象期間内に実行された融資が対象です。

申請の流れ

① 融資実行



日本政策金融公庫の経営環境変化対応資金の融資を受ける

② 必要書類準備



必要書類を確認し、申請書に必要事項を記入

③ 市へ申請



メール、郵送又は持参にてご提出ください

④ 審査・交付決定



書類審査後、交付決定通知書を送付します

⑤ 請求書の提出



メール、郵送又は持参にてご提出ください

⑥ 給付金振込



指定口座へ給付金をお振込みします

※書類の提出を確認後、メールを送付いたします。確認メールが届かない場合は、お手数ですが産業振興課までご連絡ください。

必要書類

- 経営環境変化対応資金連動型給付金交付申請書兼実績報告書（様式1号）
- 金銭消費貸借契約証書、借用証書、融資のお知らせ等
- 償還約定表、お支払額明細書
- 【法人】登記事項証明書の写し（発行後3ヶ月以内）
【個人】印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内）、事業所の場所が確認できる資料
- 完納証明書（発行後30日以内）※納税証明書とは異なりますので、ご注意ください。

💡 詳細はHP掲載の必要書類チェックシートをご確認ください。

お問い合わせ

経営環境変化対応資金について

日本政策金融公庫

受付時間：平日9時～17時

☎ 0120-154-505

経営環境変化対応資金連動型給付金について

多賀城市 産業振興課 商工係

受付時間：平日9時～16時半

☎ 022-368-4204

提出先

多賀城市 都市産業部 産業振興課 商工係

✉ shoko@city.tagajo.miyagi.jp

📍 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1-1

詳しくは

こちら

（多賀城市HP）

